



2020年9月2日

各 位

会 社 名 三和ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 高山 靖司
(コード番号5929 東証1部)
問 合 せ 先 総務部長 吉武 裕之
(TEL 03-3346-3039)

公正取引委員会審決に対する審決取消訴訟の提起について

当社及びその連結子会社である三和シャッター工業株式会社（以下「三和シャッター」という。）は、2010年6月9日付で特定シャッターに係る全国カルテル及び近畿地区受注調整について、公正取引委員会より独占禁止法に基づく、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

当社及び三和シャッターは、これらを不服として、同年8月から審判を請求^(注)する手続きを行ってまいりましたが、2020年8月31日付で、同委員会より当社及び三和シャッターの審判請求に対し、課徴金の一部を取消し、その余の請求については棄却する旨の審決を受けました。

当社及び三和シャッターは、審決の内容を検討しました結果、同内容を不服とし、審決取消訴訟を提起し、司法判断を仰ぐことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関わる課徴金につきましては、2011年3月期決算において、特別損失として計上しており、今後の業績に与える影響は軽微であると判断しております。

当社グループは、今後とも社会的責任を果たすべき企業として、より一層のコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。株主、顧客をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を維持していくため、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 近畿地区受注調整に係る排除措置命令については、審判請求の対象としていません。

以 上